

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭における地球温暖化対策を推進し脱炭素化の促進に資するため住宅用設備等の設置等を行う者に対し予算の範囲内において交付する鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅に別表第1に定める住宅用設備等（未使用品に限る。以下「補助対象設備」という。）の設置等を行う事業とする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合は、第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されているものであること。
- (3) 窓の断熱設備を設置する場合は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 窓の断熱設備の設置工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 次条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。
 - (イ) 第三者が所有し、次条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。
- (4) 電気自動車を導入する場合は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電することができること。
 - イ 第8条に規定する実績報告の日までに次条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。
 - ウ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第8条に規定する実績報告の日までにV2H充放電設備が設置されていること。
- (5) V2H充放電設備を設置する場合は、第8条に規定する実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていること。
- (6) 補助対象設備（窓の断熱設備及び電気自動車を除く。）を設置する場合は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 次条第1項の補助対象者が所有し、及び居住する住宅であること。
 - イ 次条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために新築する住宅であること。
 - ウ 次条第1項の補助対象者が自己の居住の用に供するために取得する住宅であつて、補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置されたものであ

ること。

エ 第三者が所有し、次条第1項の補助対象者が居住する住宅であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、窓の断熱設備が設置された市内の建売住宅を取得する場合の当該窓の断熱設備（次条において「既存設備」という。）を設置する事業については、補助の対象としない。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1項に規定する住宅に補助対象設備の設置等を行う者又は補助対象設備（電気自動車及び既存設備を除く。）が設置された前条第1項に規定する住宅を取得する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条に規定する実績報告の日において、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 自己及び同一世帯に属する者に市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料の滞納がないこと。
 - (3) 補助対象設備の設置費等を負担し、当該補助対象設備を所有すること。ただし、所有権留保付き割賦販売に係る電気自動車にあつては、その使用者をもって所有者とみなす。
 - (4) 補助対象設備を設置する住宅が前条第1項第3号イ（イ）又は第6号エに該当する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
 - (5) 補助対象設備（電気自動車及びV2H充放電設備を除く。）を設置する住宅において、その設置する補助対象設備と同種の設備について、自己又は同一世帯に属する者が廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金交付要綱（平成25年鴨川市告示第123号）に基づく補助を受けていないこと。
- 2 同一の住宅に設置する同種の補助対象設備（電気自動車を除く。）に係る補助金の交付は、補助対象者を構成員とする世帯1世帯につき1回とする。
- 3 補助対象設備のうち電気自動車に係る補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

（補助金の額等）

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める日までに、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等（補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあつては、当該経費の内訳が記載された売買契約書）の写し
- (2) 工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合、補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合及び電気自動車を導入する場合を除く。）

- (3) 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- (4) 補助対象設備の位置等が確認できる図面（電気自動車を導入する場合を除く。）
- (5) 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- (6) 市税等納付状況等調査同意書（別記第2号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第4条の規定により交付の可否を決定し、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 規則第8条の規定により申請事項の変更の承認を得ようとするときは、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象設備の設置等が完了した日（補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引渡しを受けた日、電気自動車の導入にあっては自動車検査証に新規に登録された日）から起算して30日（電気自動車の導入を含む補助事業にあっては、90日）以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真（電気自動車を導入する場合にあっては、保管場所において撮影した写真）
- (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を導入する場合を除く。）
- (4) 補助対象設備のうち定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合は、補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類
- (5) 補助対象設備のうち窓の断熱設備を設置する場合は、窓の断熱設備の設置工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していることを証する書類
- (6) 補助対象設備のうち電気自動車を導入する場合は、次に掲げる書類
 - ア 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が居住する住宅が第2条第1項第4号アに掲げる要件に該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
 - エ 所有権留保付き割賦販売であることにより自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は補助事業者が保険契約者である自動車保険証（任意保険のもの）の写し
- (7) 補助対象設備のうちV2H充放電設備を設置する場合は、V2H充放電設備を設

置する住宅が第2条第1項第5号に掲げる要件に該当することを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、市長が指定する日までに、鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(協力要請)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助対象設備の設置効果等に関する資料の提出について協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度以後の年度分の補助金について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第4条の規定による交付の決定があった補助金については、第9条及び第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

区分	要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等により構成され、都市ガス又はLPガスから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯に利用することができるものであって、国が平成25年度以後に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。 (1) 国が平成25年度以後に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 (2) 補助事業者が県が実施する太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業により購入するものでないこと。
窓の断熱設備	国が令和元年度以後に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団

	法人北海道環境財団により登録されているものであること。
太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯、空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるものであって、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（B L部品）として認定を受けたものであること。ただし、集熱方式が自然循環型に分類されるものを除く。
電気自動車	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が電気と記載されているものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が乗用と、自家用・事業用の別が自家用と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 補助事業者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以後に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
V2H充放電設備	電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であって、国が令和3年度以後に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

備考 窓の断熱設備は、次に定めるところにより設置されるものをいう。

- (1) 既存の住宅に設置されている窓を改修すること。
- (2) 一の居室（居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する壁、戸、障子、ふすま等で仕切られている空間をいう。）単位で外気に接する窓を全て断熱化すること。

別表第2（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費並びに工事費（据付、配線、配管等の工事費）	停電時自立運転機能を備えるものにあつては10万円（補助対象経費の額が10万円に満たない場合は、その額）、停電時自立運転機能を備えていないものにあつては5万円（補助対

		象経費の額が5万円に満たない場合は、その額)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び附属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費並びに工事費(据付、配線等の工事費)	7万円(補助対象経費の額が7万円に満たない場合は、その額)
窓の断熱設備	設備本体(ガラス及び窓)の購入費及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓及びガラスの取付費、内装取付時に必要な額縁、ふかし枠等に係る費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)。ただし、網戸、雨戸等の窓附属部材費は、補助対象経費に含まない。	8万円(補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額が8万円に満たない場合は、その額)
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器、蓄熱槽等)及び附属機器(架台、集熱配管、リモコン等)の購入費並びに工事費(据付、配線、配管等の工事費)	5万円(補助対象経費の額が5万円に満たない場合は、その額)
電気自動車	電気自動車本体の購入費	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合にあつては15万円(補助対象経費の額が15万円に満たない場合は、その額)、住宅用太陽光発電設備を併設する場合にあつては10万円(補助対象経費の額が10万円に満たない場合は、その額)
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費	25万円(補助対象経費の額に10分の1を乗じて得た額が25万円に満たない場合は、その額)

備考

- (1) 補助金の額の算定に当たっては、補助対象経費の額から消費税及び地方消費税相当額並びに国その他の団体の補助金の額を控除する。
- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別 記

第 1 号様式（第 5 条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

申請者 住所
氏名
電話番号

㊞

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の概要

補助対象設備の種類	該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> V 2 H 充放電設備
交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備の設置等を行う住宅の所在地	鴨川市
補助対象設備の設置等の形態	該当するものに○印を付けてください。 1 既存の住宅に補助対象設備を設置・導入する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置・導入する。 (2、3の場合 入居予定 年 月) (注) 窓の断熱設備は、「1」に該当する場合のみ申請することができます。
補助対象設備の設置等を行う住宅の所有者氏名	(注) 集合住宅の専有部分を所有する場合は、その所有者氏名を記載してください。

※ 申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名押印をお願いします。なお、電気自動車の導入のみを行う場合は、記載不要です。

私は、私の所有する住宅に申請者が鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備等を設置・導入することについて、同意します。

年 月 日

(氏名)

⑨

2 添付書類

- (1) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等（補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合にあっては、当該経費の内訳が記載された売買契約書）の写し
- (2) 工事着工前の現況写真（住宅を新築する場合、補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合及び電気自動車を導入する場合を除く。）
- (3) 補助対象設備の仕様が確認できる書類
- (4) 補助対象設備の位置等が確認できる図面（電気自動車を導入する場合を除く。）
- (5) 補助対象設備の設置等を行う住宅の位置図
- (6) 市税等納付状況等調査同意書（別記第2号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能の有無		該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		年 月 日
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備の有無		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
千葉県共同購入支援事業との関係		次の事項に同意の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 千葉県が実施する太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではありません。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

3 窓の断熱設備

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日		年 月 日

事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①—②)		円
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

4 太陽熱利用システム

製造者名		
型式		
製造番号		
集熱面積 (㎡)		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

5 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に充電できる。
V2H充放電設備の有無等		該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 無
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付申請額		円

6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)
電気自動車		次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ③ (①—②)		円
補助所要額の10分の1の額 ③×1/10		円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。
交付申請額		円

備考 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

第2号様式（第5条関係）

市税等納付状況等調査同意書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

申請者	住所	
	氏名	ⓐ
	電話番号	
同居者	氏名	ⓑ
	氏名	ⓒ
	氏名	ⓓ
	氏名	ⓔ
	氏名	ⓕ

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の申請に当たり、私及び同居者は下記の対象市税等について滞納がないことを誓約します。

また、私及び同居者に係る下記の調査事項について、補助対象者の資格の審査のために鴨川市が調査を行うことについて同意します。

記

- 1 対象市税等 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料
- 2 調査事項
 - ① 住民基本台帳の記録状況
 - ② 対象市税等の納付状況

第3号様式（第6条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額	円
(内訳)	
家庭用燃料電池システム	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
窓の断熱設備	円
太陽熱利用システム	円
電気自動車	円
V2H充放電設備	円

交付の条件

- 2 不交付
理由

第4号様式（第7条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鴨川市補助金等交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類

第5号様式（第8条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

報告者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 工事完了日 年 月 日
※ 電気自動車の導入は、自動車検査証に新規に登録された日を記載すること。
- 3 事業結果

(1) 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名		
品名番号 (発電ユニット)		
品名番号 (貯湯ユニット)		
発電出力 (kW)		
停電時自立運転機能の有無		該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①		円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。
国その他の団体の補助金の額 ②		円
補助所要額 ①—②		円
交付決定額		円

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	

SII 登録年月日	年 月 日	
蓄電容量 (kWh)		
住宅用太陽光発電設備の有無	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 □有 (□新設 □既設)	
千葉県共同購入支援事業との関係	次の事項に同意した上でレ点を付けてください。 □千葉県が実施する太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではありません。	
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ①—②	円	
交付決定額	円	

(3) 窓の断熱設備

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日	年 月 日	
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ③ (①—②)	円	
補助所要額の4分の1の額 ③×1/4	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。	
交付決定額	円	

(4) 太陽熱利用システム

製造者名		
型式		
製造番号		
集熱面積 (㎡)		
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ①—②	円	

交付決定額	円	
(5) 電気自動車		
メーカー名・車名		
型式		
登録年月日／交付年月日		
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に充電できる。	
V2H充放電設備の有無等	該当するものにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設) <input type="checkbox"/> 無	
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ①—②	円	
交付決定額	円	

(6) V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)	
電気自動車	次の事項を確認の上、レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設)	
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費の額 ①	円 (注) 消費税及び地方消費税相当額を除く。	
国その他の団体の補助金の額 ②	円	
補助所要額 ③ (①—②)	円	
補助所要額の10分の1の額 ③×1/10	円 (注) 1,000円未満の端数を切り捨てること。	
交付決定額	円	

4 添付書類

- (1) 補助対象設備の設置等に要する経費に係る支払を証する書類及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真(電気自動車を導入する場合にあつては、保管場所において撮影した写真)

- (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を導入する場合を除く。）
- (4) 補助対象設備のうち定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合は、補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類
- (5) 補助対象設備のうち窓の断熱設備を設置する場合は、窓の断熱設備の設置工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していることを証する書類
- (6) 補助対象設備のうち電気自動車を導入する場合は、次に掲げる書類
 - ア 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が居住する住宅が鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第2条第1項第4号アに掲げる要件に該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
 - エ 所有権留保付き割賦販売であることにより自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は補助事業者が保険契約者である自動車保険証（任意保険のもの）の写し
- (7) 補助対象設備のうちV2H充放電設備を設置する場合は、V2H充放電設備を設置する住宅が鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第2条第1項第5号に掲げる要件に該当することを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第9条関係）

鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

請求者 住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		